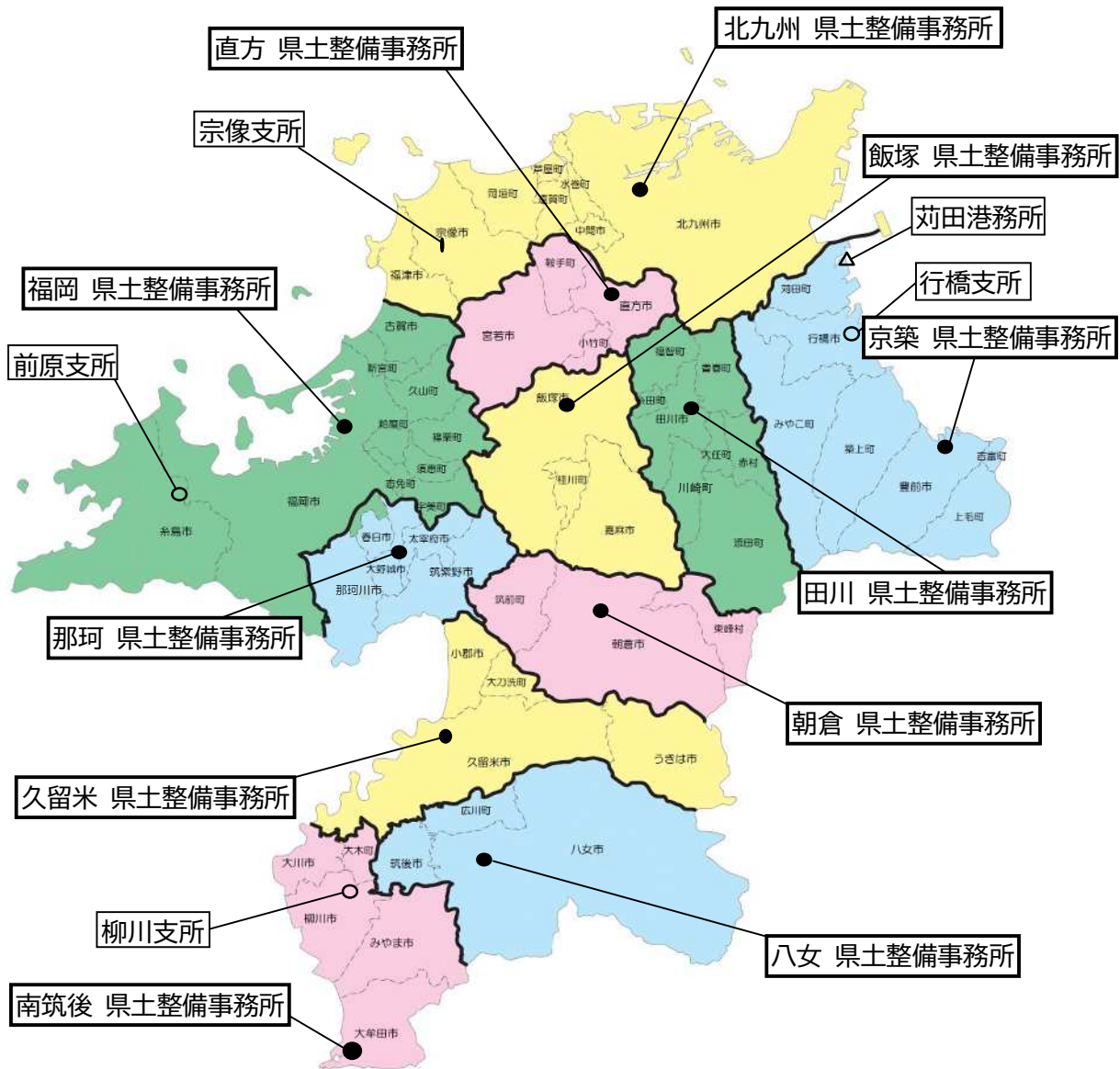


I 県土整備部の組織

I 県土整備部の組織

1 県土整備事務所管内図

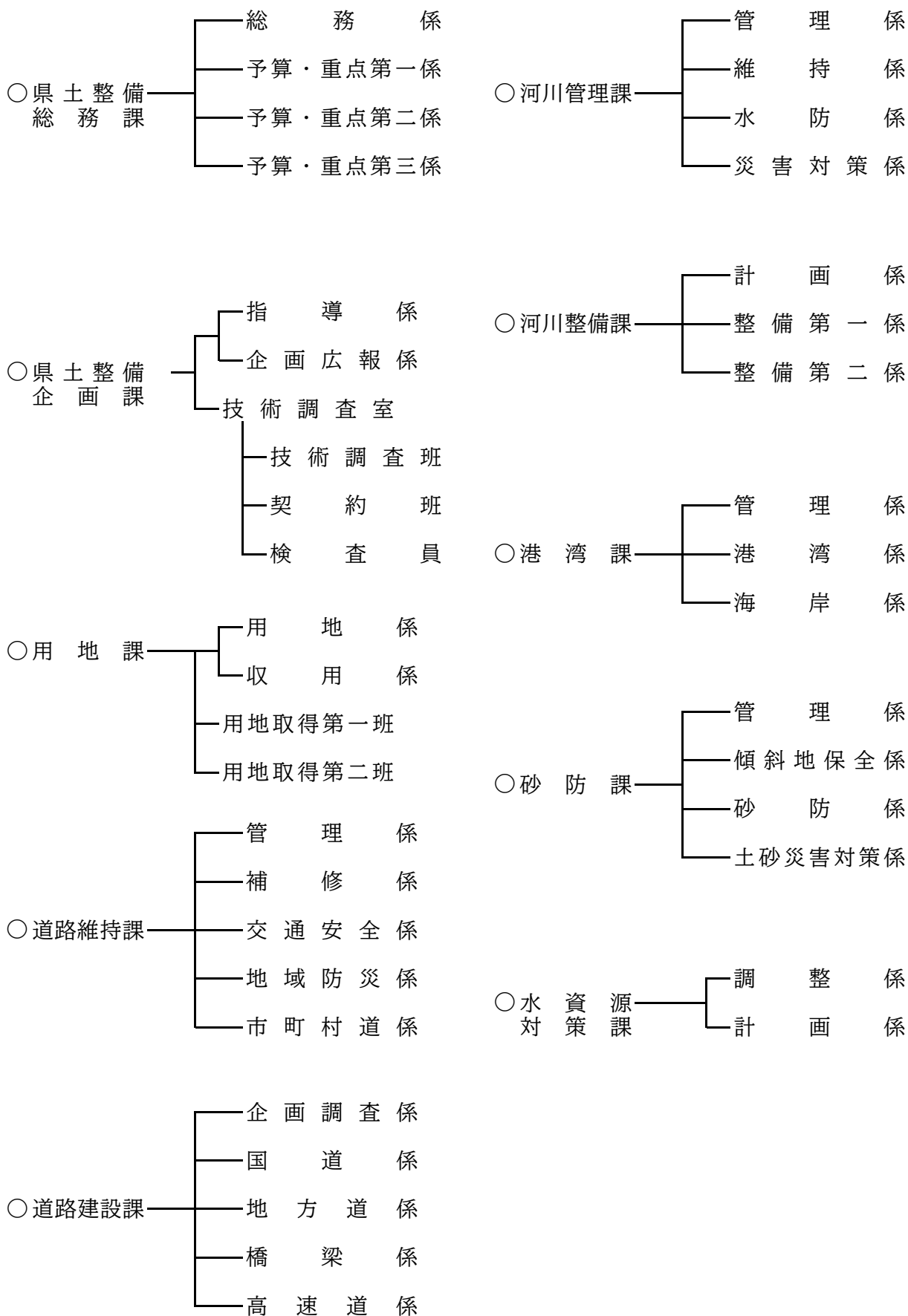
総面積	4,986.51平方キロ	国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」 総務省自治行政局「全国市町村要覧」
総人口	5,088千人	令和7年9月1日時点 「福岡県の人口と世帯（推計）」
市町村数 29市29町2村（令和7年4月1日時点）		



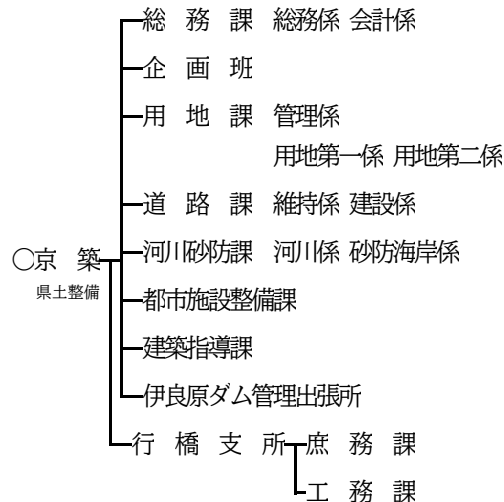
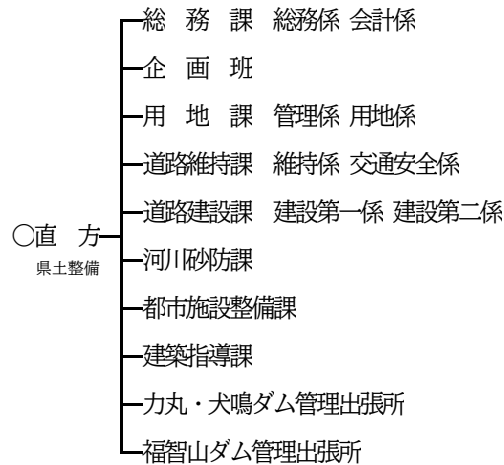
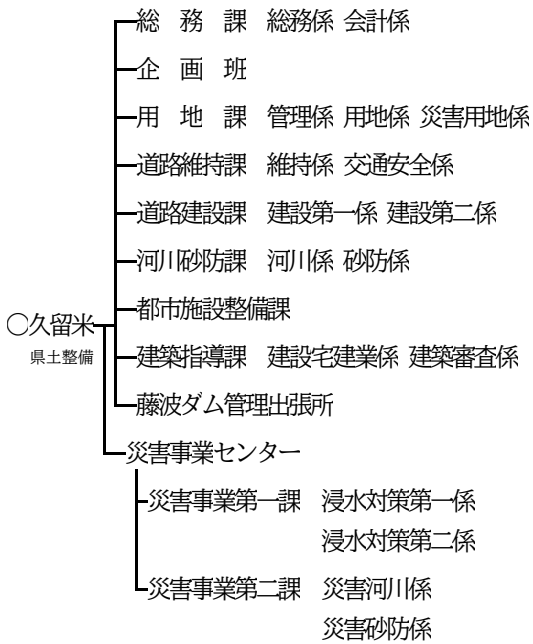
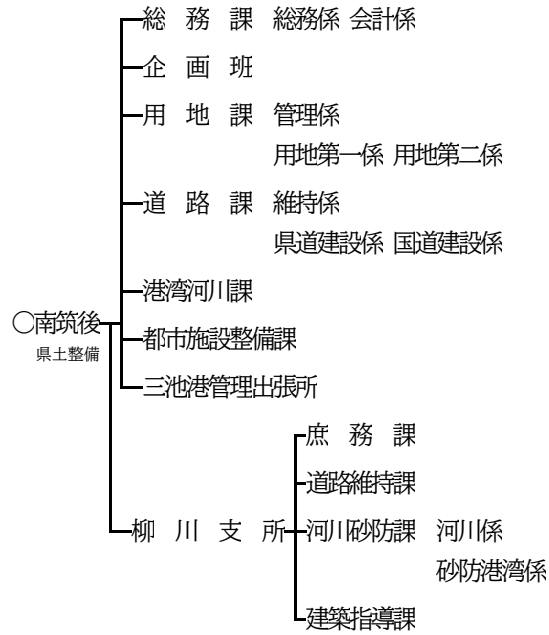
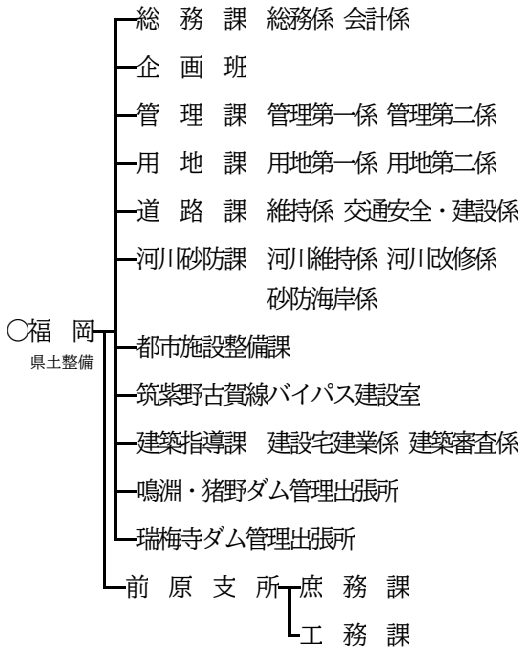
凡例	
●	県土整備事務所 所在地
○	県土整備事務所支所 所在地
△	港務所 所在地
—	県土整備事務所所管区域
---	市町村界

2 令和8年度 県土整備部組織図

《本 庁》



《出 先 1》



3 県土整備部職員数（令和8年4月1日時点）

所属	事務	技術					労務	計	
		土木	電気	機械	その他	計			
本 庁	県土整備総務課	34	3				3		37
	県土整備企画課	12	32				32		44
	用地課	20					0		20
	道路維持課	7	18				18		25
	道路建設課	4	23				23		27
	河川管理課	9	13	1			14		23
	河川整備課	2	19				19		21
	港湾課	7	11				11		18
	砂防課	4	15				15		19
	水資源対策課	9	1			2	3		12
	計	108	135	1	0	2	138	0	246
	出 先	11 県土整備事務所	315	499	16	13		528	69
苅田港務所		10	9				9		19
計		325	508	16	13	0	537	69	931
合計	433	643	17	13	2	675	69	1,177	

4 県土整備部危機管理基本方針

県土整備部では、近年の豪雨や地震による大規模災害に対応した経験を踏まえ、きめ細やかな災害対応を行うため、下記のとおり県土整備部災害対策基準を定め、福岡県地域防災計画と福岡県水防計画を補完する部独自の配備を行っている。

○県土整備部災害対策基準

県土整備部の災害対応については、福岡県地域防災計画及び福岡県水防計画を基本として、以下の基準により運用することとする。

項目	定義 (部の基準であり、地域防災計画とはリンクしていない)	部マニュアル	水防計画(風水害)	地域防災計画	国民保護計画
準備体制	災害発生に備える必要がある場合	水防準備本部		(災害警戒準備室)	
警戒体制	災害が発生又は発生の恐れがある場合	部独自の配備	水防本部(※1)	(災害警戒本部)	緊急事態情報連絡班
非常体制	重大な災害が発生又は発生の恐れがある場合	災害対策本部(※2)			国民保護対策本部
監視体制	本部設置後、応急対策が終了しかつ新たな災害発生のおそれがないと認められる場合	部独自の配備(※3)			緊急事態情報連絡班

※1 「災害警戒本部設置」=「水防本部設置」ではない。

※2 災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の出先機関「県土整備建築班」に移行する。

※3 災害対策本部設置中であっても、各班の管内で応急対策が終了し、かつ新たな災害発生のおそれがないと認められるときは、県土整備総務班へ報告を行ったうえで、監視体制に移行することができる。

設置基準	部独自の配備 (水防計画による配備は右欄)	水防準備(地方)本部 水防(地方)本部	災害警戒(地方)本部	災害対策(地方)本部		国民保護対策本部
				監視体制		
本部長	-	知事	防災危機管理局長	知事	知事	知事
設置基準	地震 ○震度4～5弱の地震 ○監視体制 災害対策本部設置時の監視体制と同様	-	震度5弱の地震	震度5強以上の地震	-	-
	津波 ○監視体制 災害対策本部設置時の監視体制と同様	【風水害・津波】 ○水防準備(地方)本部 <水防第1配備> ・大雨、洪水、高潮、津波注意報 ・洪水予報(指定河川の氾濫注意情報) ・水防警報(国指定河川) <水防第2配備> ・大雨、洪水、高潮、津波警報 ・洪水予報(指定河川の氾濫警戒情報)	津波注意報・警報	大津波警報	本部設置後、各班の管内で応急対策が終了し、かつ新たな災害発生のおそれがないと認められるとき	-
	風水害その他 【水質汚濁】 <警戒体制①> ・油等の有害・危険物質の流入又はそのおそれ等により災害発生のおそれがある場合 <警戒体制②> ・上水道の取水停止等により被害発生の場合 【雪害】 <警戒体制①> ・大雪のおそれ <警戒体制②> ・大雪警報、暴風雪警報	○水防(地方)本部 <水防第2配備> ・水防警報(国指定河川)	・大雨又は洪水警報が発表され、気象庁及び県の観測雨量(山間部を除く)で直近の24時間雨量が250mm超かつ直近の1時間雨量が70mm超のとき ・大雨、洪水、高潮等に相当程度の人的・家屋被害等が発生し、又はその発生が予想されるとき ・大雨特別警報が発表されているとき ・台風に伴う暴風警報が発表され、陸上で25m/s以上の暴風雨が見込まれるとき	・災害対策本部要員 ・関係出先機関各班要員 ・緊急初動班	・国による事態認定、国民保護対策本部設置の指定のあったとき	
対象職員	地震 ○震度4～5弱の地震(本庁)各1～2名 県土整備総務課、道路維持課、道路建設課(※ア)、河川管理課、河川整備課、港湾課(※イ)、砂防課、水道整備室(出先) 関係県土整備事務所 事務所ごとに定める配備要員(緊急配備班) (※ア) 福北公社・道路公社の管理道路等の存する市町で発生した場合。 (※イ) 関係事務所(福岡、南筑後、京築、北九州)のいずれかの管内で発生した場合。	-	・災害警戒本部要員 ・緊急初動班	・災害対策本部要員 ・関係出先機関各班要員 ・緊急初動班	(本庁) 県土整備総務課 道路維持課 河川管理課 河川整備課 港湾課 砂防課 各1～2名	-
	津波 ○監視体制 上記の地震時と同様の配備	・水防準備本部要員 ・水防本部要員			(出先) 関係県土整備事務所 各1～5名	
	風水害その他 【水質汚濁】 ・河川: 河川管理課 ・港湾沿岸: 港湾課 ・水道水源: 水道整備室 【雪害】 ・道路維持課 ※水質汚濁・雪害ともに関係県土整備事務所も対象	所属 第2配備 県土整備総務課 2 県土整備企画課 0 用地課 0 道路維持課 8 道路建設課 1 河川管理課 13 河川整備課 港湾課 2 砂防課 4 各県土整備事務所・支所 10※ 各ダム管理主張所 全職員 苅田港務所 0(台風時5)	・災害警戒本部要員	・災害対策本部要員 ・出先機関要員	※配属体制移行の際は県土整備総務課に報告すること	

(令和8年5月1日時点)